第４章　調 査 項 目

第４章　調査項目

4-1 環境影響要因の把握

「第２章　対象事業の目的及び概要」において示した事業計画に基づき、環境に影響をおよぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響をおよぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行が挙げられ、供用時における環境に影響をおよぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1　本事業の実施に伴う環境影響要因

影響をおよぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 造成等の工事 資材運搬等の車両の走行
供用時	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生

4-2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本業務においては、表 4.2.1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、地盤、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれ合いの場、史跡・文化財、日照阻害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 19 項目について検討した。

本業務における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由を表 4.2.1 に示した。

表 4.2.1（1）　環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価 ＼ 環境影響要因				工事			存在・供用				時期	選定の可否	選定した理由または選定しない理由
				建設機械の稼働	造成等の工事	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物		○		○			○	○	工事中	○	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
											供用時	○	施設の稼働及び自動車の走行による二酸化窒素及び窒素酸化物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							○		供用時	○	施設の稼働による二酸化硫黄又は硫黄酸化物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		浮遊粒子状物質		◎		◎			○	○	工事中	○	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
											供用時	○	施設の稼働及び自動車の走行による浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		炭化水素							○	○	供用時	○	施設の稼働及び自動車の走行による炭化水素の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		粉じん		○	○	○			⊖		工事中	○	建設機械の稼働、盛土運搬車両からの土粒子の飛散及び造成等の工事による粉じんの発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
											供用時	×	粉じんの発生源となる施設の建設予定はないため、環境影響評価項目として選定しない。
		大気質に係る有害物質							○		供用時	○	施設の稼働による有害物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	騒音・低周波音	騒音		○		○			○	○	工事中	○	建設機械の稼働による建設作業騒音、資材運搬等の車両走行による道路交通騒音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
											供用時	○	施設の稼働による騒音、自動車の走行による道路交通騒音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		低周波音							○		供用時	○	施設の稼働による低周波音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	振動	振動		○		○			○	○	工事中	○	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両走行による道路交通振動の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
											供用時	○	施設の稼働による振動、自動車の走行による道路交通振動の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○		供用時	○	施設の稼働による悪臭の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	水質	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						⊖		供用時	×	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
			浮遊物質量		○						工事中	○	造成等の工事による濁水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			窒素及びリン						⊖		供用時	×	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
			水素イオン濃度		◎						工事中	○	造成等の工事における、コンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			健康項目等						⊖		供用時	×	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
		底質	底質に係る有害物質等						⊖		供用時	×	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						⊖		供用時	×	地下水汚染は、有害物質等の不適切な保管や事故等による漏洩が原因であるため、適切な管理状態においては有害物質を含む排水等が地下浸透することはない。また、各企業にて有害物質等の保管や漏洩防止の適切管理を行うため、地下水汚染の要因はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

○：標準的に選定する項目　　△：事業特性、地域特性から判断して選定する項目　⊖：標準的に選定する項目であるが、現時点で不要と考えられる項目　⊜：事業特性、地域特性から判断して選定しない項目
◎：標準的に選定する項目ではないが、事業特性により選定した項目

表 4.2.1（2）　環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価 ＼ 環境影響要因			工事			存在・供用				時期	選定の可否	選定した理由または選定しない理由
			建設機械の稼働	造成等の工事	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	水象	河川等の流量、流速及び水位				○				供用時	○	造成地の存在及び施設の存在により、河川（排水路）の流量、流速及び水位への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		地下水の水位及び水脈				△				供用時	○	造成地の存在により、地下水の水位及び水脈への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	土壌	土壌に係る有害項目		◎				⊖		工事中	○	計画地内において、土壌の汚染が確認された場合、造成等の工事に伴い周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されることから、現地調査を行い、汚染が確認された場合は、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	×	供用時における土壌汚染は、有害物質等の不適切な保管や事故等による漏洩が原因であるため、適切な管理状態においては有害物質を含む排水等が地下浸透することはない。各企業にて有害物質等の保管や漏洩防止の適正な管理を行うため、供用時における土壌汚染の要因はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	地盤	地盤沈下				△				供用時	○	計画地周辺の主な土地利用は水田であり、また、過去5年間で69.0㎜の地盤沈下が確認されている。事業に伴う盛土による造成等の工事により、さらなる地盤沈下の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	地象	土地の安定性				⊖				供用時	×	計画地は平坦な地形であり、主として低盛土による造成を行うが、安定計算を必要とするような長大な法面は出現しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		地形及び地質 （重要な地形及び地質を含む。）				⊖				供用時	×	計画地内には学術上重要な地形・地質は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		表土の状況及び生産性				⊖				供用時	×	計画地には生産性の高い水田の表土が分布しているものの、全面盛土とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○			○				工事中	○	工事の実施により、保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	造成地の存在により、保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	植物	保全すべき種		○		○				工事中	○	造成等の工事により、保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	造成地の存在により、保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		植生及び保全すべき群落		○		○				工事中	○	造成等の工事により、保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	造成地の存在により、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		緑の量				⊜				供用時	×	計画地周辺の主な土地利用は水田であり、都市的土地利用ではないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	生態系	地域を特徴づける生態系	○			○				工事中	○	工事の実施により、地域を特徴づける生態系の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	造成地の存在により、地域を特徴づける生態系の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
人と自然の豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源 （自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○			供用時	○	計画地周辺には、景観資源として、目沼浅間塚古墳や地域の主要な景観である田園風景等があり、存在・供用時においては、造成地の存在、施設の存在により、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		眺望景観				○	○			供用時	○	計画地周辺には、江戸川サイクリングロードや国道4号等の眺望点が存在し、存在・供用時においては、造成地の存在、施設の存在により、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

○：標準的に選定する項目　△：事業特性、地域特性から判断して選定する項目　⊖：標準的に選定する項目であるが、現時点で不要と考えられる項目　⊜：事業特性、地域特性から判断して選定しない項目
◎：標準的に選定する項目ではないが、事業特性により選定した項目

表 4.2.1（3）　環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価 ＼ 環境影響要因			工事			存在・供用				時期	選定の可否	選定した理由または選定しない理由
			建設機械の稼働	造成等の工事	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生			
人と自然の豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	△		工事中	×	計画地周辺には、自然との触れ合いの場として江戸川サイクリングロード等が存在するが、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用の妨げとなる状況が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
										供用時	×	計画地周辺には、自然とのふれ合いの場として江戸川サイクリングロード等が存在するが、存在・供用時による自然とのふれあいの場の利用の妨げとなる状況が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	史跡・文化財	指定文化財等				⊖				供用時	×	計画地内に指定文化財等が分布しないこと、周辺に分布する指定文化財の保存・活用に支障を及ぼす間接的影響が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		埋蔵文化財				⊖				供用時	×	計画地内に埋蔵文化財が分布しないこと、周辺に分布する埋蔵文化財の保存・活用に支障を及ぼす間接的影響が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	日照阻害	日影の影響					○			供用時	○	施設の存在により、日影への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	電波障害	電波受信状況					○			供用時	○	施設の存在により、電波受信状況への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物		○				○		工事中	○	造成等の工事により廃棄物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		残土		○						工事中	○	造成等の工事により、残土の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		雨水及び処理水						○		供用時	○	施設の稼働により雨水排水及び汚水排水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○	工事中	○	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
										供用時	○	施設の稼働、自動車交通に伴う温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		オゾン層破壊物質						△		供用時	×	オゾン層破壊物質は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律等の関係法規により、その製造及び使用が規制され、管理されていることから、進出企業等においてオゾン層破壊物質の排出は想定されないため、環境影響評価項目として選定しない。

○：標準的に選定する項目　△：事業特性、地域特性から判断して選定する項目　⊖：標準的に選定する項目であるが、現時点で不要と考えられる項目　△：事業特性、地域特性から判断して選定しない項目
◎：標準的に選定する項目ではないが、事業特性により選定した項目